

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	白石町

白石町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐賀県白石町農業振興課
所在地 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1 2 4 7 番地 1
電話番号 0 9 5 2 - 8 4 - 7 1 2 1
F A X 番号 0 9 5 2 - 8 4 - 6 6 1 1
メールアドレス nougyou@town.shiroishi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ 鳥類（カラス、カモ、ハト、スズメ、ヒヨドリ、 カワウ）
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	佐賀県白石町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	水稲	0.40ha	40.4万円
アナグマ タヌキ	果樹	0.06ha	24.3万円
	野菜類（アスパラガ ス・スイートコーン）	0.07ha	169.5万円
	小計	0.13ha	193.8万円
カラス	麦	4.95ha	175.9万円
	柑橘類	0.22ha	97.2万円
	小計	5.17ha	273.1万円
カモ	麦	4.95ha	175.9万円
	野菜類	1.00ha	320.3万円
	小計	5.95ha	496.2万円

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>山間部や麓での水稲・豆類(大豆)の踏み倒し、果樹・野菜(家庭菜園も含む)の食害の被害が多く発生している。</p> <p>近年は麓の民家周辺でも被害が多発しており、未管理地はもとより林道・水路の法面、圃場等が掘り起こされ、被害は減らない状況にある。</p> <p>○アライグマ</p> <p>町内山間部では、柑橘類を中心とした農作物の食害、また、平地においてもブドウ等果樹の食害が発生しており生息域は拡大傾向と考えられる。</p> <p>ただし、他の中型哺乳類(アナグマ、タヌキ等)と被害が混同されている可能性があり、現状では農家等からの被害報告がなされておらず、被害の現状が数値としては上がっていないが捕獲実績としては増加傾向にある。</p>

○アナグマ・タヌキ

町内全域で、11月から5月にかけてはイチゴやアスパラガスの施設に侵入し果実の食害や作土の掘り起こしが発生している。6月から9月にかけてはスイートコーンの圃場に出没し、被害を及ぼしている。多品目で被害が発生し、果実等の食害だけでなく、土中に生息している虫を捕食する際にアスパラガスを傷つけたり、ハウズバンドを噛み切ったりすることがある。

○カラス

町内全域で野菜の育苗時や定植時に苗を引き抜くいたずらや、麦・大豆・柑橘類の食害が発生している。また、畜舎の近くにねぐらをかまえ、常時畜舎に出入りして牛や飼料を食い荒らしている。また、野菜などの廃棄場所を餌場とし付近に棲みついている。

○カモ

11月から4月にかけて、レンコン及び麦への食害、水稻(七夕こしひかり)の定植後の踏み倒しが発生している。特に1月は、六角川流域で休息する大量のカモによる麦芽、れんこん、海苔の食被害が増大している。

○その他(ハト、スズメ、ヒヨドリ、カウウ)

麦、稲穂、ブロッコリー、海苔等への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ	被害面積	0.40ha	0.36ha
	被害金額	40.4万円	36.3万円
アライグマ	被害面積	0ha	0ha
	被害金額	0万円	0万円
アナグマ タヌキ	被害面積	0.13ha	0.11ha
	被害金額	193.8万円	174.4万円
カラス	被害面積	5.17ha	4.65ha
	被害金額	273.1万円	245.7万円
カモ	被害面積	5.95ha	5.35ha
	被害金額	496.2万円	446.5万円
合計	被害面積	11.65ha	10.47ha
	被害金額	1,003.5万円	902.9万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題												
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制は、農業関係団体と連携を図りながら、捕獲従事者の確保、箱わなの購入、捕獲報償金の交付を実施している。</p> <p>イノシシについては、捕獲従事者を対象に研修会を実施し、被害対策の啓発活動を行ってきた。</p> <p>鳥類については、猟友会の協力のもと、随時駆除を実施している。</p> <p>捕獲した鳥獣は、埋却処分している。</p> <p>有害捕獲頭数(イノシシ)</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度</td> <td>252頭</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>253頭</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>155頭</td> </tr> </table>	28年度	252頭	29年度	253頭	30年度	155頭	<p>高齢化等により、捕獲の担い手(捕獲従事者)が減少しているため、新たな捕獲従事者の確保と育成が必要である。</p> <p>捕獲したイノシシの処分(埋設等)や箱わなの見回りにも多大な労力と経費を必要とし、捕獲従事者の負担が大きく、捕獲意欲の減退に繋がっている。</p> <p>被害防止のため、自衛による対策の周知が必要である。</p> <p>地域全体で対策に取り組むことが重要であるが、捕獲従事者に頼りきりになっている。鳥獣被害を地域全体の問題として捉え、住民や農業者に日頃から被害防止活動に取り組んでもらう。</p>						
28年度	252頭													
29年度	253頭													
30年度	155頭													
防護柵の設置等に関する取組	<p>ワイヤーメッシュ柵・電気柵の設置(貸与)をし、侵入防止に努めている。</p> <p>ワイヤーメッシュ柵の設置(貸与)距離【町単事業】</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>0m</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>248m</td> </tr> </table> <p>電気柵の設置(貸与)数【町単事業】</p> <table border="1"> <tr> <td>28年度</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>3基</td> </tr> </table>	28年度	0m	29年度	0m	30年度	248m	28年度	0基	29年度	2基	30年度	3基	<p>電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。</p> <p>個人を単位とした侵入防止柵の設置が多いことから、地域一体となった広域的な取組を推進する必要がある。</p>
28年度	0m													
29年度	0m													
30年度	248m													
28年度	0基													
29年度	2基													
30年度	3基													

(5) 今後の取組方針

県の鳥獣被害防止対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、被害発生集落に対して被害実態や被害対策の問題点を把握し、集落座談会等を利用して、効率的な被害防止対策（イノシシの隠れ場所となる未管理地の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣や家庭ごみの撤去、電気柵の適正な設置方法や管理、ワイヤーメッシュ柵による広域的な設置）について指導し、集落全体が一体となった取り組みが講じられていくよう推進していく。

生産者（農家）の方に狩猟免許を取得してもらい、自衛的な捕獲を推進する。

アライグマは特定外来生物であり、強力な繁殖力と幅広い食性をもつことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、防除実施計画書を策定し、捕獲を行い、分布の縮小、個体数の減少及び被害低減を図る取組みを本計画に基づき実施していく。

アナグマ・タヌキについては、小型捕獲器を貸し出し、自衛防衛に努める。

カモ・カラスについては、強化月間を設け、一斉駆除に努める。

また、研修会への参加、他市町と情報交換等の市町を超えた広域的な連携により効果的な対策を推進していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐賀県猟友会白石支部への捕獲や駆除委託により捕獲を実施する。また、白石町鳥獣被害対策実施隊と佐賀県猟友会白石支部が連携し、効果的な捕獲の実施により、被害の軽減を図る。イノシシのより確実かつ効率的な止め差しを行えるよう、実施隊員はライフル銃を所持している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度～ 4年度	イノシシ	・人材の育成と捕獲従事者の確保のために、狩猟免許取得事前講習会費用の助成、技術育成のために捕獲技術向上研修会を実施する。 ・捕獲機材(箱わな・くくりわな)の整備を行う。
	アライグマ アナグマ タヌキ	・捕獲機材(箱わな)等の整備を行う。
	カラス	・一斉駆除の実施。

	カモ	・一斉駆除の実施。
--	----	-----------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	<p>生息数は減少傾向にある。近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を220頭とする。</p> <p>(28年：252頭、29年：253頭、30年：156頭)</p>
○アライグマ	<p>生息数は増加傾向にあり、イチゴハウスやブドウ園に侵入し、果実の食害やビニールハウスの損害が出ている。近年増え続けているので、捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を30頭とする。</p> <p>(28年：5頭、29年：3頭、30年：29頭)</p>
○アナグマ・タヌキ	<p>生息数は増加傾向にある。生息域も拡大傾向にあり、農作物の生育にあわせて移動している。圃場やハウスに侵入し、土の掘り起こしによる作物の損傷や食害、施設の損害が出ている。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を15頭とする。</p> <p>(28年：3頭、29年：6頭、30年：11頭)</p>
○カラス	<p>生息数は増加傾向にある。山間部でのミカン等果樹被害や平野部での野菜等の定植時期の食害やいたずら等、広範囲での被害が見られる。捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を50羽とする。</p> <p>(28年：15羽、29年：13羽、30年：25羽)</p>
○カモ	<p>近年、生息数が著しく増加している。レンコン、麦、水稻の定植及び収穫時に食害による被害が発生している。また、海苔養殖場での被害も発生しており、被害範囲は拡大傾向にある。近年の捕獲実績を踏まえ、捕獲計画を50羽とする。</p> <p>(28年：1羽、29年：2羽、30年：25羽)</p>

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	220頭	220頭	220頭

アライグマ	30頭	30頭	30頭
アナグマ・タヌキ	15頭	15頭	15頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カモ	50羽	50羽	50羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>○イノシシ 猟友会白石支部と委託契約を締結し、捕獲体制の維持・拡充を行う。また、被害発生時の通報時には実施隊で箱わな及び銃による捕獲を実施する。</p> <p>○アライグマ 防除実施計画に基づき、通年、箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>○アナグマ・タヌキ 町内全域で、随時、箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>○カラス・カモ 被害が発生している場所、生息地で銃器による駆除を実施する。また、カラスの被害が集中する7月、11月は、猟友会白石支部において銃による一斉捕獲活動を実施する。</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>イノシシは厚い皮膚と肉で臓器が守られているため、殺傷能力の高いライフル銃での止め刺しが確実かつ効率的で、捕獲従事者の負担が軽減される。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限移譲済	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 0.50km	ワイヤーメッシュ 1km	ワイヤーメッシュ 1km

(2) その他被害防止に関する取組

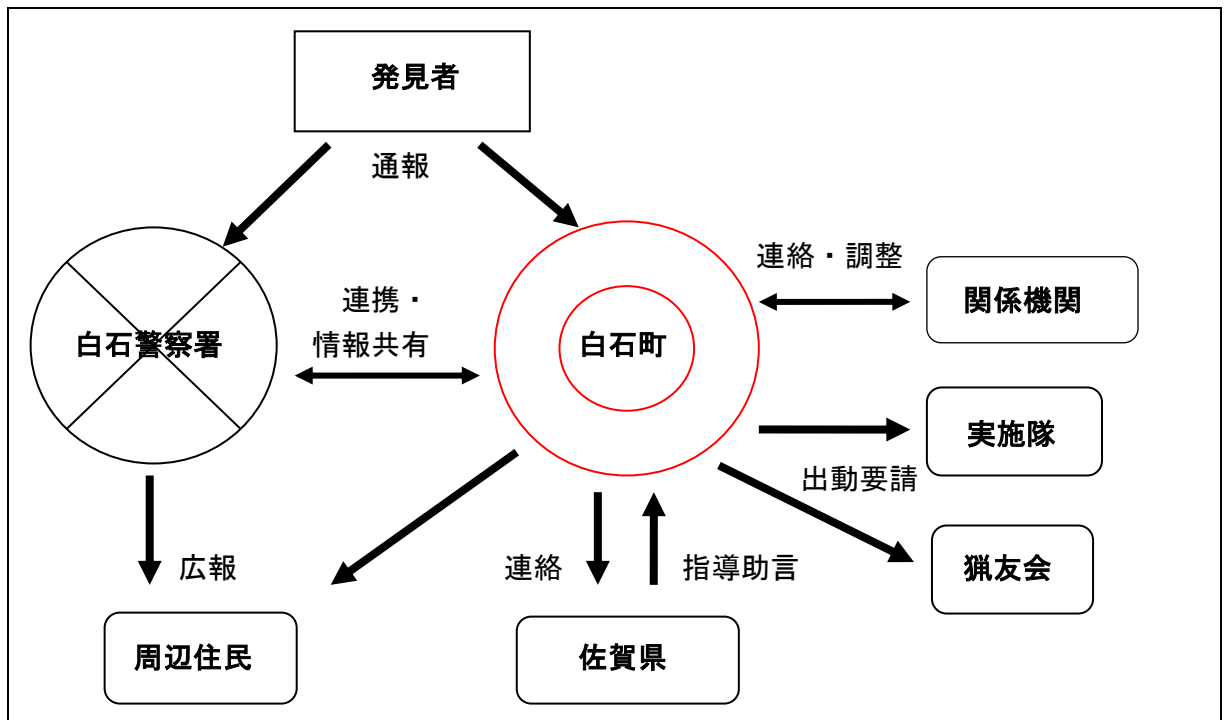
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度～ 4年度	イノシシ	<p>地域における懇談会や現地研修会等により、地域住民が主体となり、地域が一体となった被害防止対策（隠れ場所となる耕作放棄地等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣や家庭ごみの撤去）の取組の普及啓発を進める。</p> <p>また、生息環境管理の取組として、実施隊による放任果樹や収穫残渣の調査、緩衝帯設置の推進・指導、整備済みの侵入防止柵の防除効果を高めるための適正管理の指導等を実施する。</p>
	その他 鳥獣類	鳥獣の生態に応じた適切な被害防止対策研修を開催し、地域住民へ被害防止活動の普及啓発を進める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白石町	関係機関との連絡調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
白石警察署	住民の安全確保、避難指導、広報、交通整理・規制、関係機関への連絡、緊急時の現場対応
佐賀県猟友会白石支部	緊急時の現場対応
佐賀県	指導助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設等により適切に処理する。
 今後、機運が高まれば化成処理による肉骨粉の肥料として資源利用を検討したい。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲頭数が少ないため計画の予定はない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
白石町農業振興課	協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県農業協同組合 (白石地区中央支所)	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施農 家への助言指導

杵島地区農業共済組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施 農家への助言指導
佐賀県猟友会白石支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
地元農家	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査 被害対策実施
佐賀県杵藤農林事務所 杵島農業振興センター	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
佐賀県杵藤農林事務所 藤津農業振興センター	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
白石町鳥獣被害防止対策 実施隊	捕獲・追い払いの実施、被害・生息状況調査 、被害防止対策、適切な捕獲の確認・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供 指導助言
佐賀県農業技術防除センタ ー	被害防止対策事業に関する情報提供、被害防 止技術の情報提供、その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成24年2月1日に白石町長が指名する白石町職員2名及びわな猟免許または第1種猟銃免許を所有する者3名の計5名からなる白石町鳥獣被害対策実施隊を編成していたが、令和2年2月1日より若手育成と被害発生時の迅速な捕獲対応を加味し、免許所有者3名を増員し計8名による編成とした。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した町・農協・農業共済組合等関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組を推進する。</p>

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>隣接市町（隣接協議会）と情報交換を行いながら、広域的な被害防止対策を実施する。防護・捕獲・地域の環境整備を三本柱として被害軽減に取り組んでいく。</p>
